

新庄市第二種免許取得支援事業 募集要項

新庄市総合政策課
令和8年5月11日

1. 対象となる事業

コロナ禍以降、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業者が、運転手確保のために従業員の二種免許取得に係る経費を負担した場合、その一部を補助します。

2. 対象となる事業者

新庄市に本社又は営業所があり、一般旅客自動車運送事業を行っているバス及びタクシー事業者で、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した事業者とします。

3. 補助の内容

(1) 補助率及び補助金上限額

対象経費の1/2とし、予算の範囲内で補助します。

上限額	大型第二種及び中型第二種	120,000円
	普通第二種	90,000円

(2) 補助対象経費

- 令和8年1月23日から令和9年2月28日までの間に、従業員が第二種免許を取得した際に要した次の経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を対象とします。

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

- 補助対象外となる費用は、下記のとおりです。
 - 免許取得に係る交通費、宿泊費
(合宿による教習を利用した場合は、教習所に支払った額のうち、宿泊費や食事代を除いた額が対象となります。このため、教習費用や宿泊費、食事代等の内訳が記載された書類(見積書、請求書、領収書等)の発行を教習所に依頼し、補助金の交付申請時に提出してください。)
 - 仮免許試験手数料、仮免許証交付手数料、運転免許試験手数料及び技能試験料、運転免許証交付手数料
 - 延長・補習教習料
 - その他、取得に関する事務的経費全般
 - 国土交通省、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人山形県バス協会等(山形県を除く。)から別に補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとします。

4. 受付期間

令和8年5月11日(月) ~ 令和9年3月5日(金) ※必着

5. 補助金の交付決定までの手続き

- 従業員が第二種免許を取得した後に、令和7年度新庄市第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の申込窓口宛てに、補助金交付申請書等を提出してください。
- 申請は先着順で受け付けし、予算額に達し次第、受付期間中であっても受付を終了する予定です。
- 交付に伴う手続きや事業内容の詳細については、要綱をご確認ください。

6. お問い合わせ・お申込み窓口

山形県新庄市総合政策課 地域公共交通担当

〒996-8501 新庄市沖の町 10-37

電 話 0233-22-2115

メール seisaku@city.shinjo.yamagata.jp